

平成17年第4回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成17年11月22日(火曜日)

議事日程第1号

平成17年11月22日(火曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第137号から同第140号まで
- 日程第4 上越地方広域事務組合議員の選挙について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任補充について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第137号から同第140号まで
- 日程第4 上越地方広域事務組合議員の選挙について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任補充について

応招議員 29名

出席議員 29名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	渡辺重雄君	4番	中村実君
5番	大滝豊君	6番	平野久樹君
7番	笠原幸江君	8番	田原実君
9番	五十嵐哲夫君	10番	松尾徹郎君
11番	保坂良一君	12番	高澤公君
13番	倉又稔君	14番	久保田長門君
16番	斉藤伸一君	17番	伊藤文博君
18番	伊井澤一郎君	19番	鈴木勢子君
20番	猪又好郎君	21番	古畑浩一君
22番	五十嵐健一郎君	23番	山田悟君

24番	池 亀 宇 太 郎 君	25番	大 矢 弘 君
26番	畑 野 久 一 君	27番	野 本 信 行 君
28番	関 原 一 郎 君	29番	新 保 峰 孝 君
30番	松 田 昇 君		

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市 長	米 田 徹 君	助 役	栗 林 雅 博 君
収 入 役	倉 又 孝 好 君	総 務 課 長	本 間 政 一 君
企 画 課 長	野 本 忠 一 郎 君	財 政 課 長	荻 野 修 君
ま ち づ くり 課 長	小 掠 裕 樹 君	市 民 課 長	田 上 正 一 君
福 祉 事 務 所 長	織 田 義 夫 君	健 康 増 進 課 長	小 林 正 雄 君
商 工 観 光 課 長	田 村 邦 夫 君	農 林 水 産 課 長	渡 辺 和 夫 君
建 設 課 参 事	岡 田 正 雄 君	都 市 整 備 課 長	神 喰 重 信 君
能 生 支 所 長	小 林 忠 君	青 海 支 所 長	山 崎 利 行 君
会 計 課 長	斉 藤 隆 嗣 君	ガ ス 水 道 局 長	松 沢 忠 一 君
消 防 長	白 山 紀 道 君	教 育 長	小 松 敏 彦 君
教育委員会教育総務課長	黒 坂 系 夫 君	教育委員会学校教育課長	長 谷 川 新 平 君
教育委員会生涯学習課長		教育委員会文化振興課長	
中央公民館長兼務	山 岸 洋 一 君	歴史民俗資料館長兼務	田 鹿 茂 樹 君
勤労青少年ホーム館長兼務		長者ヶ原考古館長兼務	
監査委員事務局長	広 川 亘 君	農業委員会事務局長	原 義 男 君

事務局出席職員

局 長	霜 越 東 雄 君	副 参 事	小 林 武 夫 君
主 任 主 査	佐 藤 正 巳 君	主 査	高 野 一 夫 君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

これより平成17年第4回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程に入ります前に、この際、皆様にご報告いたします。

去る10月3日、樋口英一議員より弁護士を介し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長にて同日許可いたしましたのでご報告いたします。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、保坂 悟議員、30番、松田 昇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る11月15日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大矢 弘議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

大矢委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

おはようございます。

去る10月24日、11月15日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成17年第4回市議会臨時会に提出されました議案は、お手元にご配付の議案書のとおり、議案第137号、糸魚川市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第138号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第139号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第140号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件であります。

協議の結果、これらの議案につきましては本日委員会の付託を省略し、即決願いたいということで、委員会の意見の一致をみております。

次に、会期及び日程について。

会期は、本日11月22日1日間とし、日程につきましてはお手元に配付の日程のとおりとすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、上越地方広域事務組合議員1名増員に伴う選挙、及び議会運営委員会委員の選任補充につ

いては本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、10月24日の議会運営委員会では、市外調査についてと一般質問通告についてを協議いたしております。

一般質問通告については、引き続き県内の状況や市外調査を実施する中で、来年3月をめどに一定の方向を出していきたいということで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

+

+

日程第3．議案第137号から同第140号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第137号から同第140号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

市議会臨時会の招集にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところご参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日は条例の改正4件のご審議をお願いいたしましたところから、臨時会を招集させていただいたところでございます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、せっかくの機会でありますので、9月定例会以降の主要課題の状況につきまして、2点ご報告申し上げます。

最初に、市有建築物アスベスト使用状況調査の結果と対応についてご報告いたします。

この件につきましては9月定例会の初日に、19施設の吹き付け建材の分析調査を依頼する一方、学校施設7カ校について囲い込み等の安全策を講じたことを報告いたしました。その後、財団法人上越環境科学センターで分析調査をいたした結果、19施設のうち10の施設についてアスベストの存在が確認されました。

内訳は磯部、南能生、下早川、大和川、糸魚川東、根知、青海の7つの小学校と、能生支所、糸魚川市民会館、消防署能生分署の各施設で直ちにその含有量を調査したところ、0.2%未満から最大63%の白石綿を含んでおり、また、磯部小学校では青石綿が、大和川小学校では茶石綿があわせて確認されました。

なお、糸魚川小学校については分析調査中で、今月末ごろに結果が出る見通しであります。

この結果を受けての対応であります。関係者の健康を第一に考え、また、不安と心配をされておられることを考えて、早急にアスベストの使用が確認された7カ校と追加分析中の糸魚川小学校について、調査結果や市の対応について保護者をはじめ地域の皆様にご理解をいただくため、去る11月19日と20日に説明会を開催いたしました。

過去の経過についての心配から、健康診断を希望される在校生、卒業生には、市が経費を負担し受診をしていただく計画であります。この検査希望者の受け付けに先だって12月中旬に専門医による講演会を開催し、アスベストの健康への影響や検診への現状等について十分にご理解いただいた上、本年度中に検診を行うことといたしております。この講演会については、一般市民の皆様にもご参加いただけるよう考えております。

なお、教職員については今後とも定期検診を欠かさず受けていただくよう、説明とお願いをいたしております。

また、広く市民の皆様のアスベストに対する疑問や不安にお答えするため、12月中に市民アスベスト総合相談会の開催を予定しております。糸魚川、能生、青海地域で、それぞれ夜と休日の昼間の2回開催し、健康面や建築物などアスベストに関すること全般にお答えできるよう関係職員が対応いたします。

次に、施設面の対応では、小学校7カ校と能生支所及び糸魚川市民会館につきましては、計画的に吹き付け建材の除去を行うこととしております。消防能生分署は既に囲い込みを実施しており、今後、施設整備の計画がありますので、当面そのまま使用してまいります。このほか当初からアスベスト使用が確定しておりました青海地域の旧老人施設みつみね荘は使用廃止施設であり、囲い込み済みであることから取り壊しまで除去しないことといたしました。

また、糸魚川小学校校庭に設置してある蒸気機関車2台にもアスベストが使用されておりますが、既に柵内への立入禁止措置をとるとともに封じ込めや囲い込みの処理をしており、飛散の恐れはない状況であります。

以上、現段階での市の対応についてご報告いたしましたが、今後とも国、県などからの情報収集に努める一方、随時、広報紙やホームページでお知らせするとともに、庁内関係課の連携をより密接にするために設置いたしましたアスベスト対策庁内会議を中心に、適切な対応に努めてまいります。

また、このほか市民の皆様方にアスベストの相談窓口を庁内に開設を行っております。

次に2点目として、今年10月に行われました国勢調査の当市の人口速報値についてご報告申し上げます。

世帯数は1万7,412世帯で、人口は男性2万4,058人、女性2万5,786人、合計4万9,844人となっており、5年前の国勢調査との比較をすると人口は3,177人の減となっております。また、地域別では能生地域が1万78人、糸魚川地域が3万277人、青海地域が9,489人となっております。

なお、この速報数値は、11月16日に県へ調査票を提出した段階におけるものでありまして、今後の精査により総務省が公表する人口集計と相違する場合がありますので、ご理解いただきたいと思っております。この速報値について、12月定例会においてまとめた資料で報告をいたしたいと思っております。

以上、当面する主要課題につきましてご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様方におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続き、提案をいたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第137号は、市議会議員の期末手当に関する条例の一部改正でありまして、人事院勧告の実施に伴い、国家公務員の給与改定がなされましたことに準じ、市議会議員の期末手当についても所要の改定を行いたいものであります。

議案第138号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、国家公務員の給与改定に準じまして、特別職の職員の期末手当について所要の改定を行いたいものであります。

次に、議案第139号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正でありまして、国家公務員の給与改定に準じまして、教育長の期末手当についての所要の改定を行いたいものであります。

議案第140号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員の給与について所要の改定を行いたいものであります。

以上であります。詳細につきましては所管の課長から説明をいたしますので、よろしくご審議をお願いいたしますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

私の方で、今回の改正についてご説明させていただきます。

議案第137号から議案第139号は、市議会議員、市長、助役、収入役及び教育長にかかる期末手当の支給率を、現行100分の170から100分の175に改めたいもので、平成17年12月1日から施行したいものであります。

なお、今回の改正に伴う予算への影響額は、おおよそ64万円の総額と見込んでおります。

議案第140号について説明いたします。

第1条中第8条第3項は配偶者手当の改正で、現行月額1万3,500円を1万3,000円に改めたいものであります。

第16条の8第2項第1号は、勤勉手当の支給率を現行100分の70から100分の75に改めたいものと、同項第2号は、再任用職員に対する勤勉手当の現行支給率100分の30を、6月に支給する場合は100分の35に、12月に支給する場合は100分の40に改めたいものであります。

また、別表第1は行政職給料表、別表第2は医療職給料表を記載のとおり改正したいもので、現行給料額に対しての改定率はマイナス0.3%となっております。

6ページをお願いいたします。

第2条は、勤勉手当の支給率を改正したいもので、前条で改正する支給率について100分の75を100分の72.5に改めたいものであります。

附則について説明いたします。

1項は施行期日を定めたもので、一部改正の施行期日を平成17年12月1日からとしたいものですが、第2条については、平成18年4月1日から施行したいものであります。

次項以降は、具体的な取り扱いを定めたものであります。

2項、3項、4項は、職務の級における最高の号給を超える者の給与額の切りかえ、施行日前の異動者の号給等の調整の取り扱いを定めたものであります。

5項は、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたものであります。

今回の給与改定は、本来、本年4月からの年間給与について、民間との均衡を図るため引き下げておりますが、12月分給与からの適用としたことから、引き下げ額を12月の期末手当において調整したいもので、要約しますと、改正後の期末手当支給額は4月1日現在の給与月額に調整率0.36%、及び4月から11月までの8カ月分を乗じた額と、6月の期末勤勉手当の支給額に調整率0.36%を乗じた額の合計額を控除したいもので、控除額が多い場合は12月の期末手当を支給しないことを定めたものであります。なお、0.36%は、人事院調査による4月分給与の民間と国家公務員との官民格差率であります。

6項は、平成17年4月1日から平成17年12月1日までの間に、引き続き新たに職員となった者等に対する特別措置の取り扱いを定めたものであります。

7項は、条例の改正に関し必要な事項は規則で定めるとしたものであります。

今回の改正に伴う予算への影響額は、全会計でおおよそ86万円の減額の見込みでありまして、補正予算につきましては12月補正で対応させていただきたい考えでありますので、よろしくご願

いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定より、委員会付託を省略いたしたいと思

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第137号、糸魚川市議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．上越地方広域事務組合議員の選挙について

議長（松尾徹郎君）

次に、日程第4、上越地方広域事務組合議員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは上越地方広域事務組合議員に、山田 悟議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名いたしました山田 悟議員を、上越地方広域事務組合議員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第5．議会運営委員会委員の選任補充について

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議会運営委員会委員の選任補充を行います。

議会運営委員会委員の選任補充については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、議会運営委員会委員の選任補充につきましては、久保田長門議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました久保田長門議員を、議会運営委員会委員に選任補充することに決しました。

これをもちまして平成17年第4回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

+

議 長

+

議 員

議 員

+